



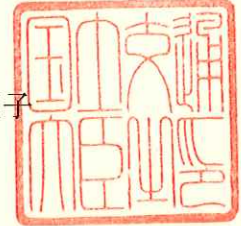
認 定 書

国住指第710号
平成15年6月18日

フリッツ・エガー株式会社

製造部長 マンフレッド・リーペルティ
ンガー 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN - 0236

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張／パーティクルボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 申請建築材料名

(10) 両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

2. 申請建築材料の形状、寸法等

(11) 申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
表面材の張り方	両面
幅	100~2200 (mm)
長さ	100~2800 (mm)
厚さ	10.0、15.0、16.6、18.0、20.0、25.0±0.5 (mm)
密度	720±80 (kg/m ³)

3. 申請建築材料の構成

(13) 申請建築材料の構成を表2に示す。

表2 申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1) 表面材	材質：規制対象建築材料に該当しない低圧メラミン樹脂含浸紙 厚さ (mm) : 0.15±0.07 質量 (g/m ²) : 120~312
(2) 基材	材質：次に示す組成のパーティクルボード 厚さ (mm) : 9.8、14.8、16.4、17.8、19.8、24.8±0.1 密度 (kg/m ³) : 690±70 組成 (質量%) : メラミン・ユリア共縮合樹脂木材用接着剤 15±1 以下 酸性硬化材 4±0.5 以下 ワックス 2±0.5 以下 木材チップ 79±2 以上

02. 3/4

4. 申請建築材料の断面図

(16) 申請建築材料の断面図を図1に示す。

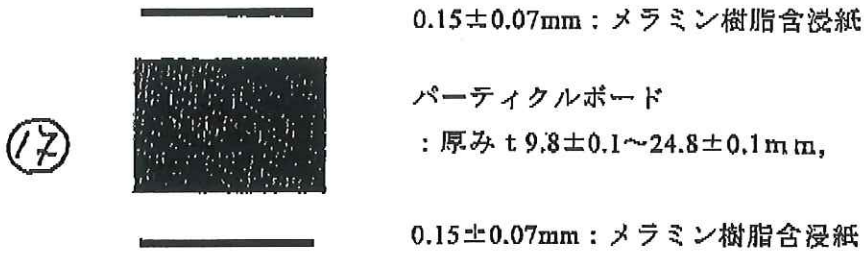


図 1

1/03

第 KE-M005-03 号

OR 4/4

性能評価書



フリッツ・エガー株式会社

18

製造部長 マンフレッド リーベルティンガー 殿

平成 15 年 4 月 10 日付けで性能評価の申請を承諾した以下の構造方法等は、平成 12 年建設省東住指発第 565 号により建設大臣が認可した当財団の性能評価業務規程のうち、建築基準法施行令第 20 条の 5 第 4 項に係る基準に適合するものと評価します。

19

平成 15 年 6 月 日

東京都千代田区二番町 4 番地 5

相互二番町ビルディング 8 階

財団法人 ベターリビング

理事長 北島 照躬

20

1. 件 名 :

21

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボードの性能評価

2. 性能評価の対象条文 :

22

建築基準法施行令第 20 条の 5 第 4 項 (令第 20 条の 5 第 4 項に該当する建築材料)
(平成 14 年国土交通省告示第 1113 号第一号トに掲げるパーティクルボード)

3. 性能評価した建築材料の内容

23

別添及び別紙のとおり。

4. 評価員名 :

24

小峯 裕己、田辺 新一、岡部 実、佐久間 博文